

## 記憶と法：記憶の法社会学に向けた試論

土屋，明広  
金沢大学人間社会研究域学校教育系：准教授

<https://doi.org/10.15017/7329615>

---

出版情報：法政研究. 91 (3), pp.347-364, 2024-12-18. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



# 記憶と法

## ——記憶の法社会学に向けた試論

土 屋 明 広

1. はじめに
2. 「記憶の社会学」の基本的な視座
3. 記憶の法社会学——分析の試み
  - 3.1 記憶法の検討
  - 3.2 紛争過程における記憶の表出
4. おわりに

### 1. はじめに

私たちと私たちの社会を構成するうえで大きな役割を果たしている一つに「記憶」がある。浦野（2007）が「私たちの社会生活は、記憶をめぐる様々な概念的知識のうえに成立している」（246頁）と述べているように、「記憶」は私たちと私たちが営む社会生活にとって大きな地位を占めている。心理学において「記憶」とは「符号化（記銘）、貯蔵（保持）、検索（想起）の3段階」によって構成される「過去経験を保持し、後にそれを再現して利用する機能」を意味するとされ（森 2018：84頁）、保存時間の長短によって「短期記憶」「長期記憶」に分けられる。さらに、長期記憶はその内容から「意味記憶」と「エピソード記憶」に分類され、前者は「言語や概念などに関する一般的知識の記憶」、後者は「私たちの個人的な経験に関する情報の記憶」を意味するという（前掲：91頁）。さらに自分の生涯を振り返ったときに想起される重要な「自伝的記憶」が、私たちのアイデンティティの達成度に影響を与えていることも指摘されている（山本 2015）。

以上のような心理学的な記憶研究の特徴は、記憶を－外部からの刺激によって歪

むことはあるものの－基本的に個人内で完結した機能として捉えるところにある<sup>(1)</sup>。それに対して社会科学（社会学）的な記憶研究は－後述するように－その視点を個人内在的な場から社会的な場へと移動させ、記憶に関する人々の営みを観察して分析しようとするところに特徴がある<sup>(2)</sup>。特定の出来事に関する記憶が、モノUMENTやテキストに象られることで時間的、空間的な広がりをもって「符号化（記銘）」、「貯蔵（保持）」され、「検索（想起）」の対象とされていく、そういった過程を分析することが目指されるのである。

翻って紛争過程を観察してみれば、記憶が争われる場面に頻繁に出会うことになるだろう。日常的なトラブルにおいて当事者同士の「記憶違い」が見られることは多々あるし、その「記憶違い」こそがトラブルの原因になることも多い。そのようなとき人々は、自身の主観的記憶が客観的事実であることを証明するために、経験した出来事とその付随情報を、たとえ無関係にあるように思われる情報であっても広範に同時に開示しようとする。それは民事事件、刑事事件といった司法の場面においても同様であり、記憶の時系列的、論理的な首尾一貫性が厳しく追及／追求／追究されることになる。

そして、現代は、とくに2000年代に入って以降は、記憶が紛争化した時代になったと言える。ドイツやフランスなど西欧諸国では、ホロコーストや植民地支配等の記憶を法定する動きとともにその是非に関する論争が起き（後述）、日本国内でも第二次世界大戦中に強制連行された中国人や朝鮮人を追悼する記念碑の設置／撤去をめぐる争いが生じている<sup>(3)</sup>。また、東日本大震災の犠牲者を記憶に留めるように求

(1) 指宿（2020）は、目撃証言の「獲得」、「保持」、「検索」各段階において目撃者個人に影響を及ぼす因子について紹介している。

(2) 本稿では論じることはできないが、システム理論から記憶を論じる研究も存在する。エアル（2017=2022）はシステム理論の立場に立つエレナ・エスポジートの議論を紹介している。ニクラス・ルーマンのシステム理論によれば、記憶は「コミュニケーション操作の再帰性を端的に表現しているもの」であって、「記憶の中心的な機能は忘却にあり、それまでに観察してきた結果を凝集することを通してシステムが自己閉塞してしまうことを防ぐことにあり」、想起は「例外的なこと」とされる。また「心理的な領域」と「社会的な領域」が厳格に区別されるがゆえに、「社会的記憶」（集合的記憶）が「個人の記憶において表象されるということが考慮されることことはない」とされる（81頁）。

(3) 裁判例として「群馬の森朝鮮人追悼碑訴訟」を挙げることができる（藤井 2018）。本件で問題となった追悼碑は、表面に「記憶 反省 そして友好」（ハングル表記、英語表記あり）、裏面に「かつてわが国が朝鮮人に対し、多大の損害と苦痛を与えた歴史の事実を深く記憶にとど

めた事例や、同震災の記憶の外形化である震災遺構の設置に対して地域住民が賛成派と反対派に分かれて対立することもあった（四方 2023）。このように世界史的な出来事から国内における大規模災害まで、特定の記憶の継続／忘却をめぐる様々な争いが生じている。

以上のように、記憶は私たちと私たちの社会、そして紛争にとって看過できない地位を占めている。しかしまた、これまでのホロコースト研究や植民地史研究から、被害の記憶が個人的アイデンティティと集合的アイデンティティの形成にとって重要な役割を果たしていること（松沼 2007）、記憶の共有・継承が加害者と被害者の「和解」<sup>(5)</sup>への契機になり得ること（武井 2017）が示唆されているように、記憶は紛争の中心的争点になると同時に、紛争解決にとって重要な役割を担う可能性を内在させている。

従来、記憶に関する法学領域の研究は、主に法と心理学研究において取り組まれてきたが、記憶と法、あるいは記憶と紛争に焦点を当てた法社会学研究は十分に展開されてこなかったように思われる。そこで、本稿では、記憶に関する法現象を分析する視座の獲得を試みることにする。はじめに、記憶に関する社会学的知見を確認したうえで（2）、法社会学研究として「記憶法」分析と、紛争過程における「死者の記憶」に関する検討を試みる（3）。ただし、記憶研究は心理学、社会学だけ

---

め、心から反省し、二度と過ちを繰り返さない決意を表明する」と刻まれているように「記憶」の継続を目的の一つとするものであった。法的には、群馬県立公園内に設置された朝鮮人労働者追悼碑の設置期間満了時になされた更新申請が不許可処分されたことについて、追悼碑の管理団体である原告が、追悼碑の設置許可に付された条件（「設置許可施設については、宗教的・政治的行事及び管理を行わないものとする」）が憲法21条1項に反するとして、処分取消と知事に更新申請許可の義務付けを求めた事案であるが（LEX/DB25549502第1審、25590539控訴審、25593006上告審）、知事による更新申請不許可処分の判断が、当該追悼碑管理団体による追悼式における「強制連行」発言への抗議と追悼碑撤去の要望が県に多く寄せられたことに起因していたことから「記憶の忘却」（撤去を要望する声）と「記憶の存続」（原告ら）の争いとして捉えることができるだろう。直野（2010）によれば「東アジアにおいても、1980年代後半以降、日本の植民地暴力や冷戦下の独裁政権による暴力と人権抑圧に関する記憶が噴出し、新たな政治闘争の場となっている」（503頁）とされる。

- (4) 幼稚園の管理下で子どもを喪った保護者が幼稚園を訴えた日和幼稚園訴訟の和解条項には、「被災園児らの犠牲が教訓として長く記憶にとどめられ」との文言が盛り込まれている（佐藤 2017：91頁）。
- (5) 本稿では「和解」の日常的/法的な意味を特に区別せずに使用している。制度構築を行う上での課題である。

でなく、歴史学、政治学、政治学など膨大な領野で展開されており、筆者の能力で<sup>(6)</sup>は全体像を把握するのは容易ではない。本稿は記憶の法社会学研究の可能性を探る筆者の現時点での一步にすぎない。

## 2. 「記憶の社会学」の基本的な視座

### (1) 集合的記憶

「記憶」に着目した研究は20世紀以降、欧州を中心に展開されており、記憶研究 memory studies と総称されている。記憶研究は、「記憶は社会的に構築される」(ユーライト 2016:30頁) ことを共通認識にして、記憶の社会的側面について多角的・学際的に論じてきた。

社会学のみならず現在の記憶研究の基点とされているのが、「集合的記憶」という概念である。この概念の提唱者であるアルヴァックス (1925=2018) は、次のように述べる。

「記憶について論じた心理学の概説書を読むと、人間が孤立した存在として考察されていることに強い驚きを感じる。私たちの心のはたらきを理解するためには、個人を対象を限定し、個人をその仲間たちの社会に結び付けている絆の一切をあらかじめ切断しておくことが必要だと言わんばかりである。しかし、通常、人が思い出を獲得し、それを想起するのは、またしばしば用いられる言い方に従えば、それを再認し (reconnaître)、位置づける (localiser) のは、社会のなかでなのである。一日のうちで、自分が他の人々と直接・間接の関係をもつ場面で想起した思い出を数えてみよう。多くの場合に、私たちが記憶を呼び起こすのは、人が自分に向ける問い、あるいは向けうるだろうと考えられる問いに答えようとするときにほかならないということ、さらには、その問いに答えるために、私たちはその人々の視点に立ち、その人々と同じ一つの集団、または同じ複数の集団の一員であるかのように

---

(6) 記憶研究を網羅的に紹介しているエアル (2017=2022) 第3章を参照のこと。

(7) 直野 (2010) も「人文社会科学の領域においては『記憶』の解釈についておおむねの合意がある。『ありのままの過去』の再現ではなく、現在において過去を再構成する表象行為であるという点だ」「よって、想起と忘却という記憶行為を行う現在の文脈が、その分析の対象となる」(501頁) と述べている。

して自問するのだということがわかるだろう。」（8頁）

アルヴァックスによれば、個人が過去の記憶を呼び起こす行為は「社会のなか」で行われる。もちろん、記憶は個人によって想起されるものであるが、それは閉鎖的で孤立した行為ではなく、他者と共属する直接・間接的な集団に依拠して営まれる集合的＝社会的な行為だとされる。すなわち「集合的記憶」とは、前述した記憶の3段階を社会的行為として捉えようとする概念である。<sup>(8)</sup>アルヴァックス（1950＝1989）は、集団の視点に立って記憶を想起するたとえ話として、あるリセーに長く勤めてきた教師と卒業生との会話を提示している。卒業生はその教師に昔の生徒たちのこと、教室の光景や出来事、教師が生徒を「驚かせたり関心を引き立てた」りした言動について語るものの、教師自身は「何の思い出も持っていなかった」。この卒業生と教師の差異を生み出した原因についてアルヴァックスは、卒業生にとって所属していた学級（教室）は卒業しても「しばらく生きつづける」集団であるが、教師にとっては、その「学級」は毎年繰り返され、生徒の卒業とともに消失する数ある集団の一つにすぎないからだとして説明する。「教師が継続的に所属する集団、教師が考え直してみる機会のあるような集団、そして教師が、一緒に過去を思い出すためにそこに立ち戻ることのできるような集団、そうした持続的集団など存在しない」（7-9頁）ため、教師は卒業生が準拠する集団の視点に立つことができず、当該集団の記憶を持たない（再生されない）<sup>(9)</sup>のである。

さらに、集合的記憶は、個人の記憶にのみ関わっている営みではないとされる。青山（2022）は次のように説明する。

---

(8) 後述する浜（2007）も「集合的記憶」を次のように説明する。「日常生活においては、私たちは誰かとともに出来事を経験することがふつうであるし、また何かを思い出す際にも、私たちは素手でひとり頭をふりしぼって思い出すのではなく、写真やメモのような手がかりに頼り、あるいはもっととっとり早く誰かに『あれ、どうだったっけ』と尋ねるだろう。すなわち、日常生活のなかでは、私たちは他者とともに出来事を記録し、他者とともにアクセスできる公共的な手がかりの中にそれを保持し、そしてそれらの手がかりを用いながら他者とともにふたたびそれを想起するのである。このような日常生活における記憶のあり方を、アルヴァックスは『集合的記憶』と呼んだ。社会学が関心をもつのは、実験室の中の孤独な個人の営みとしての記憶ではなく、このような日常生活における集合的な営みとしての記憶である」（3頁）。

(9) アルヴァックスを研究する金（2012）は、ポール・リクールの議論を経由して、「記憶」が主体の連続性を示す概念だとする。「記憶とは、過去を想起する主体の人格が、過去から未来に向かって連続していることを示す概念である。ここでいう主体は、個人的記憶の場合には「私」、集合的記憶の場合には『われわれ』として現れる」（5頁）。

「アルヴァックスの集合的記憶とは、その内部からみられた集団の記憶であり、注意を集団に固定して変化を外部に帰属させ、差異を類似のなかに解消させることで同一性保持しようとする記憶を指す—略—アルヴァックスの考える個人的記憶とは、自他の心に存在する共通の情報や観念を出発点とし、それらが互いに行き来する作用を通じて、記憶の再認と同時に再構成されていくものである。その際、思い出すという行為は集団の外側に立ってなされるのではなく、個人が集団的思考の流れの内へ置き直すことによってなされる営みである」(57-58頁)

ここで強調されるのは、集合的記憶が集団の同一性（アイデンティティ）を保持する役割を担っていることである。すなわち、個人的記憶が想起される時、集団に所属する構成員によって共有されている（と個人が考える）記憶が召喚されることで、集団の記憶（とされているもの）がその都度再認・再構成される。それと同時に、集団の同一性（アイデンティティ）が保持されていくものと考えられているのである。つまり、集合的記憶とは個人内で遂行される再認、再構成の対象でありつつも、所属集団の同一性を確認したり、強化させたりするものとして捉えられることになる。<sup>(10)</sup>

そしてまた、アルヴァックスが家族集団、宗教集団、社会階級それぞれの集合的記憶について並行的に分析しているように、複数の集団に同時に帰属している個人にとっては、参照する集団的記憶も帰属集団数に応じて複数存在することになる（鈴木 2018：390頁）。たとえば、私たちが家族集団、同僚集団、友人集団、同好集団等々、複数の集団に同時に所属し、それぞれの集合的記憶を保持していると考えられるように、である。<sup>(11)</sup>

(10) デュルケームの系統に立つアルヴァックスが「集合的記憶」をどの程度実体的なもの（社会的なるもの）ではないと考えていたのかは定かではない。しかし、アルヴァックスが集合的記憶を個人の中に想起される記憶としていること、個人的記憶も集合的記憶もともにその都度再認・再構成されると論じていること等から、実体的なものとして捉えていなかったことが推測される。集合的記憶がデュルケームの「集合意識（社会的事実）」を引き継ぎつつ発展させたものであると論じるものとして、青山（2022）、小関（1989）を参照のこと。また、デュルケーム学派としてのアルヴァックスがベルクソンに対峙する学的な背景については、鈴木（2018）を参照のこと。

(11) 記憶研究において、集合的記憶と同じく参照される概念に「文化的記憶」がある。文化的記憶とは「痕跡の保存、資料のアーカイブ化、芸術や遺物のコレクション、それらをメディアや

## （２）社会学の射程

上述の集合的記憶論を踏まえて浜（2007）は、心理学／社会学の記憶研究を次表のように対比する。

記憶研究の視点	心理学	社会学
①記憶の捉え方	ひとり記銘し、ひとり想起する個人的現象	集団で記銘し、集団で想起する集合的現象
②研究の場	おもに実験室の中	日常生活の中
③記憶の「正解」	被験者によって想起された項目を照合することのできる「正解」を持っている	正解はない
④記憶の保持	脳の中に保持されている	過去は空間や物質の中に保持されている
⑤想起の捉え方	脳の中に保持された過去を正しくあるいは誤って再生すること	空間や物質をてがかりとして現在の視点から過去を再構成すること
⑥記憶概念の範囲	ある出来事を記名した当事者の記憶に限定される	ある出来事を記銘した当事者の記憶だけではなく、非当事者の記憶も含む

※浜（2007：10頁）をもとに作成。

浜が社会学の記憶研究を「過去が刻まれた空間や物質の配置、またそれらをめぐって営まれる人びとの活動の編成を観察すること」（2007：7-8頁）と宣言するように、社会学における記憶研究は、過去の出来事を表す空間・物質と、それらをめぐって織り成される人々の営みを分析することによって、集合的記憶の生成と消滅の具体的な過程を捉えようとする試みであると捉えることができる。<sup>(12)</sup>

しかしまた、その観察対象を「空間や物質の配置」、「人びとの活動の編成」とす

---

教育で仲介して再活性化することといった、幅広く多様な文化的実践」を意味する、受動的な「蓄積的記憶」と能動的な「機能的記憶」を併せ持つ概念である（アスマン 2016=2019：22頁）。アスマンは人為的に形成され文化的次元において生じる「文化的記憶」が、国民集団や民族集団の集合的アイデンティティ形成と当該集団の政治的正当化において果たしている役割を論じる。

(12) 深谷（2014）も「集合的記憶の形成過程をたどるためには人びとの相互行為過程を丹念に検討していく必要がある」（63頁）と述べている。

ることから、社会学が対象とする集合的記憶の範囲は限定的なものになる。アルヴァックスは個人内の「思い出」も分析対象にしているが（1925=2018、第4章）、社会学ではモニュメントやテキスト（発話データも含む）など外形化、物質化、より正確にいえば外部から観察可能なものに限定して記憶の社会的な機能や人々の営みを分析することになる。例として、東日本大震災に被災した石巻市立大川小学校をめぐる集合的記憶の分析では、震災遺構、伝承館、語り部の語りに関する資料が使用されていること（齋藤 2022）、東京大空襲犠牲者に関する分析では、名前を記録する市民運動の記録が使用されていること（木村 2010）を挙げることができるように、指示可能な対象物に焦点が当てられることになるのである<sup>(14)</sup>。

### 3. 記憶の法社会学——分析の試み

上述した記憶の社会学の視座を踏まえれば、法社会学における記憶研究は、記憶を集合的なものと捉えて、記憶が立法や訴訟など観察可能な人々の法実践とどのように関わり合うのか、その関わりの中で記憶と法実践はどのように変容し、当事者と社会にとってどのような意味を持つのかといった課題を（とりあえず）設定することができると思われる。また、記憶に紛争当事者の紛争認識と自己観（アイデンティティ）を形成したり、当事者間の「和解」を誘引したりする可能性が潜んでいるのであれば、記憶を紛争処理システム内に位置付ける方途を探ることも研究対象になるだろう。

以下、本稿にて試行的な分析として取り上げるのは、「記憶法」と、法廷に現れる「死者の記憶」である。第一の「記憶法」とは特定の歴史的な出来事の記録、保持、想起を目的とする一連の法令であり、集合的記憶の現れと見なすことができると考

(13) このように観察対象を特定化することによって、社会学の記憶研究は、集合的記憶を構成すると思われる観察可能な現象をアプリアリに選出して、それを集合的記憶の現れとして描き出すという循環構造を生じさせていると思われる。この点の検討は他日に期したい。

(14) ホロコーストや植民地支配、奴隷交易等をめぐる記憶の応酬を論じる研究は政治学・政治史・歴史学において盛んに取り組まれている。その一例として、武井（2017）、高橋（2017）、石田・福永編（2016）、大嶋（2022）を参照のこと。また林（2021=2022）は、各国・民族の戦争被害の記憶がグローバリゼーションの進行によって国境を越えて交錯することによって、グローバルな記憶空間と「犠牲者意識ナショナリズム」が生じていると論じていると論じる。また、世界各地に設置された歴史的モニュメントの写真によって集合的記憶の外在化の様子を視覚的に伝えてくれるロウ（2020=2022）も参照のこと。

えられる。第二の「死者の記憶」とは、事件事故によって生命を喪った者の遺族らが訴訟過程において語る死者に関する記憶である。痛ましい事件事故において、死者の記憶を物語ることの当事者にとっての意味を探る。

### 3.1 記憶法の検討

#### (1) 記憶法

各国には「記憶法 *lois mémorielles*, *memory laws*」と総称される法律が存在する。記憶法を研究するコーボソフ (2020) によれば、記憶法は「2000年代半ばにフランスで登場し *lois mémorielles*、2010年代に英語を含む他言語にも広がりを見た」(11頁) という。<sup>(15)</sup> 欧州委員会テーマ別ファクトシート '*MEMORY LAWS*' AND *FREEDOM OF EXPRESSION* (2018.7) は、「記憶法」を「たとえば全体主義的イデオロギーの宣伝を禁止したり、国際法で定義されている大量虐殺や人道に対する罪を構成する行為を否定し、著しく最小化し、賞賛し、正当化する表現を犯罪化したりすることで、重要な歴史的出来事に関する国家承認の解釈を正式なものとし、そして過去に関する特定の物語 *narratives* を促進する」と定義する。<sup>(16)</sup> 本定義から読み取れる記憶法のポイントは二点ある。記憶法とは一つに、特定の出来事の存在並びにその解釈（評価と価値づけ）を国家が制定法によって承認して広めようとするものであること、二つに、法認された出来事存在とその解釈を否定する行為を「犯罪化」することである。上記ファクトシートは、特定の言論を罰することと「表現の自由」とが緊張関係にあるとしつつも、「ホロコーストなどの明確に確立された歴史的事実を否定または修正することも、民主主義を保護するための予防措置として単なる推測上の危険を抑制することも一略一欧州人権条約の保護の範囲には入らない」と明言している。

しかし、記憶法に含まれる法令は上記のような「刑事法的記憶法」（コーボソフ 2020）に限らない。<sup>(17)</sup> Belavusau et al. (2021) が、記憶法は「歴史上の残虐行為の否

(15) コーボソフによる記憶法分析を詳細に紹介するものとして、田上 (2019, 2020) を参照のこと。

(16) <https://rm.coe.int/factsheet-on-memory-laws-july2018-docx/16808c1690<2024/9/19参照>>。

(17) コーボソフによれば、刑事法的記憶法は1980年代に登場し今日 (2021年) までに欧州の30ヵ国近くに存在し、欧州以外では「人道に対する犯罪が特に深刻な傷跡を残していた」イスラエルとルワンダだけだという (12-13頁)。

定に対する懲罰的措置や、過去の全体主義的シンボルの使用禁止など、歴史を統制する govern ささまざまな法的措置を扱っている。記憶法の広い概念には、歴史的な出来事や人物を記念する legal act も含まれる。国の祝日、祝祭日、追悼日を定める法律、通りに名称をつける（変更する）こと、国の人物に敬意を表す記念碑の設置、歴史アーカイブスへのアクセス、博物館や歴史をテーマとした学校のカリキュラムに関する規制など」（p.1）と広く説明するように、その射程は広範である。コーボソフ（2020）も、lois mémorielles と memory laws の用法の違いから記憶法には広義と狭義の二つの意味があると説明する。

「フランス語ではこの語〔lois mémorielles〕はphénomène mémoriel（文字通りには記憶現象）という表現を連想させるが、これは20世紀末の歴史記憶の隆盛（あるいは記憶ブーム）、特にホロコーストの記憶が西欧の『市民宗教』に転化したところまで及んでいる。このようにフランス語でこの語が際立たせるのはこれらの法の新しさであり、何よりホロコーストその他の人道に対する罪の否定論を禁止することと関わっている（同じく、例えば奴隷貿易など何らかの出来事を人道に対する罪として認める宣言的法律にも関わっている）。これとは反対に、memory laws という英語表現は文字通り『記憶の法』ないし『記憶についての法』を意味していて、記憶ブームまでを指すわけではない。それゆえこれは、当然、何であれ過去についての集合的表象や共同想起の<sup>コメモレーション</sup>実践を統制する任意の法（たとえば国民的シンボルや記念日に関する法律や歴史上の人物や出来事を称えた街路の改称についての法律）に関わることになる。」（12頁）

フランスを例に挙げれば、狭義の記憶法としてホロコーストの存在を否定する者に拘禁及び罰金を科す「人種差別、反ユダヤ主義その他の排外主義的行為を抑圧するための1990年7月13日法」（ゲソー法）があると同時に、広義の記憶法としてアルメニア人ジェノサイドの存在を認定する「1905年のアルメニアにおけるジェノサイドを確認する2001年1月29日法」（アルメニア法）、奴隷制度が「人道に反する罪」であることを認めて奴隷制度の教育プログラムを推進しようとする「奴隷売買と奴隷制度を人道に反する罪と認める2001年5月21日法」（トビラ法）、旧植民地からの

引揚者の「名誉回復」と大学研究プログラムと学校教育における「ふさわしい位置付け」を求める「フランス人引揚者のための国民の感謝および国民的支援に関する2005年2月23日法律」（引揚者援護法）などの法律が制定されている（丸岡 2007）。

日本においては、特定の言動を犯罪化する記憶法は存在しないが、広義の記憶法は存在する。たとえば「国民の祝日に関する法律」は「建国記念の日」を、「建国をしのび、国を愛する心を養う」日とし、政令にて2月11日を指定する。また5月3日を「憲法記念日」として「日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する」祝日と定める。このように特定の月日を特定の出来事の「祝日」として公徴することで、国民に「共同想起」させようとする<sup>(18)</sup>。そのほかにも国のハンセン病患者への隔離政策がハンセン病患者とその家族に対する人権侵害を引き起こしたという事実を公認する「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、毎年8月15日を第二次世界大戦での「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とした閣議決定（1982年4月13日）も広義の記憶法に含まれると言ってもいいだろう。さらに条例においても、原子爆弾投下日である8月9日を「ながさき平和の日」と定める「ながさき平和の日条例」（長崎市）、3月11日を「東日本大震災津波を語り継ぐ日」と定める「東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」（岩手県）など、広義の記憶法に該当するものは多数存在する。

## （2）検討

以上のように世界各地に存在する記憶法ではあるが、その成立前後から多くの論争を引き起こしてきた。とくにフランスの著名な歴史家・知識人たちは、記憶法が特定の出来事の否定を禁止することと、その歴史に関する研究と教育を推奨することを強く批判した。

クロード・リオジューら6名の歴史家は、ル・モンド紙において引揚者援護法を（2005年3月25日）、ピエール・ノラら歴史家・知識人はリベラシオン紙にて4つの「歴史の記憶法」（引揚者援護法、ゲソー法、アルメニア法、トビラ法）を批判した（2005年12月13日）（丸岡 2007）。歴史家たちの批判は、国家が「否定しては

(18) 「建国記念の日」である2月11日が、祝日法制定前に太政官布告によって祝日にされた「紀元節」と同日であることから、同法に特定のイデオロギーを見てとることが可能である（家永・直木 1966）。

ならない『公的な事実』、ひいては『公的な歴史』(武井 2017:142頁)を決めることに向けられているが、批判の核心には、特定の記憶が「特権化」されることへの危惧があると考えられる。松沼(2007)は、引揚者援護法への批判を次のようにまとめている。

「同法に反対する最初の声明以来繰り返し批判されたのは、この法が、旧植民地支配国および移民受入国としての歴史を背景として圧倒的に多様となっている現代フランスの構成員のうちの、アルジェリアからの引揚者の記憶を特権化し、かつての植民地被支配者の子孫である人々の祖先の過去を侮辱するものであることだった。」(129頁)。

記憶法は、広義であっても狭義であっても特定の記憶を社会的に記録・保持・再生させる、換言すれば、特定の集合的記憶を維持強化、あるいは創り出すことで、集団の同一性を維持・創出しようとする試みであるだろう。しかしこのような記憶法の興隆は、これまで社会の同一性を担保してきた集合的記憶が弱まっている、あるいはもはや存在しないことの表れであるとも考えられる(丸岡 2007:96頁)。とくに刑事法的記憶法について言えば、ホロコースト等人道に対する罪を直接経験した世代が減少し、集合的記憶が維持されなくなってきた現代において、それらの記憶を法によって再び集合させて固定しようとする試みとして理解できるのである。そうであるとすれば、記憶法の存在と内容は、社会の同一性の程度を測る指標になり得ることになる。そしてまた記憶法に着目することで、法によって特定の記憶を一時に刑罰を伴って一社会に共有させていくことが、当該集団の構成員の記憶のあり様をどのように変容させていくのか、逆に構成員によって保持されている諸々の記憶が、記憶法の実践や記憶をめぐる争いにどのような影響を与えていくのかなど、法と記憶の関係性を問うことが可能になると思われる。

### 3.2 紛争過程における記憶の表出

#### (1) 死者の記憶

本稿冒頭で述べたように紛争過程には多くの記憶が登場する。それは通常、紛争

当事者の主張を根拠づける「証拠」として登場し、記憶が詳細であればあるほど、そしてその記憶を裏付ける物理的な資料や第三者の証言（記憶）等があればあるほど、当事者の記憶の「確らしさ」は増していく。しかしながら、記憶の想起は自己の主張立証のためだけになされるとは限らない。法的争点とは無関係に思われるようなかたちで記憶が法廷空間に立ち現れることがある。

以下、大川小学校津波被災訴訟控訴審における原告遺族の陳述場面を検討する。

**【大川小学校津波被災訴訟控訴審 第1回口頭弁論2017年3月29日 原告 陳述書】**

あの日から娘の亡骸にも会えず、本当に死んでしまったのか確固たる証拠も無いまま6年、私には区切りも節目もありません。娘の亡骸が冷たい海の底で魚に飛ばまれて痛い痛い泣いているんじゃないか。暗い土砂の中に埋もれて寒い寒い泣いているんじゃないか。お母さん、どこ？そう言って暗闇の中をさまよっているんじゃないか。今でもそう思わない日はありません。

震災発生から既に6年が経過してもなお娘が行方不明のままである母親は、「亡骸」となった娘が「痛い痛い」「寒い寒い」と「泣いている」のではないかと、母を求めて「さまよっている」のではないかと「思わない日はありません」と訴える。筆者は当日傍聴席にいたが、陳述する原告の涙声と他の原告・傍聴者らの啜り泣きが響き渡り、法廷はあたかも葬礼空間に化したかのように感じられた。

このような共感的空間の出現について、集合的記憶論の観点から以下のように説明できると考えられる。当日の法廷は、陳述した原告と同じく子どもを亡くした（行方不明も含む）原告らと多くの原告側関係者（直接、間接含む）によって占められていた。原告と関係者らは、東日本大震災被災時の混乱状況、必死になって子どもを捜索した日々、悲嘆、裁判に至る過程など、被災以降から現在に至るまでの出来事の記憶を集団として共有していた、つまり集合的記憶が成立していた。そのため、原告による我が子に関する陳述は、聞き手である他の原告と関係者の集合的記憶を呼び起こし、共感的空間が立ち現れたと考えられる。そして法廷内に響いた啜り泣きは、集合的記憶が再認・再構成されたことを示すとともに、集団の同一性の再確認・強化を促したものと考えられる。

## (2) 集合的記憶の共有

さらに、死者の記憶が法廷で語られたことの意味について、ジャーナリストである R. L. パリー (2017=2018) の記述を参考にして検討してみたい。

「悲しみが生々しいほど、死者の存在は圧倒的なものになる。津波で子どもを失った家庭を訪れると、30分ほどお茶を飲みながらおしゃべりしたあと、亡くなった息子や娘に「会いたい。か」と決まって尋ねられた。『はい』と答えると、私は祭壇へと案内される。顔入りの写真、おもちゃ、大好物の飲み物やお菓子、手紙、絵、学校のノートが所狭しと置かれた祭壇だ。ある母親は、子どもたちの成長した姿－生きていれば、そうなることが予想される姿－を写した合成写真を飾っていた。人に頼んで作ってもらったというその合成写真のなかでは、死んだ小学生の男の子が高校の制服を着て誇らしげに笑っていた。18歳で亡くなった女の子は、成人式の振り袖姿で佇んでいた。別の家の祭壇には、化粧品とアクリル製のネイルが飾ってあった。娘が10代半ばになったら、使うことになるはずのものだった。この家では、亡くなった子どもたちに「話しかける、ことによって毎日が始まった。長距離電話の相手と話すように、彼らは人目とはばからず泣きながら愛と謝罪の言葉を死んだ子どもに投げかけた。」(133頁)

祭壇には、死者の生前の好物や所持品、「生きていれば、そうなることが予想される姿」などが捧げられている。ここで考えてみたいのは、遺族がパリーに対して「亡くなった息子や娘に「会いたい、か」と声かけをし、死者の記憶で埋め尽くされている祭壇に誘う行為についてである。

1950年代から70年代初頭にかけて日本において調査を行った文化人類学者である R.J. スミスは、日本社会では「死者とその遺族との間の紐帯が、死そのものによってきっぱりと切断されるといったものではない」、「極く普通の生き方をした者ならば、死後も長期に亘って少なくとも遠祖の一人として全一体の御先祖様の中に合祀されてしまうまでは、その霊は遺族たちとともに生活を分かち続けて行くことができるのだと予定しているだろう」(172頁)と指摘した。つまり死者は、遺族にとっても生きており、年齢を重ねていく存在として観念されているのである。<sup>(19)</sup>

以上の議論から、法廷内で原告遺族が、娘が「痛い痛い」「寒い寒い」と「泣いている」、母を求めて「さまよっている」と述べる陳述も、子どもに「会いたい、か」と、他者を祭壇に誘う声かけも、遺族が保持している子どもが「生きている」という記憶の共有を求める、言い換えれば、集合的記憶の共有と、共有することによる集団への参加を求める行為であると理解できるのではないだろうか。さらに、原告遺族の陳述を、被告らに原告らの集合的記憶を共有させようとする試みとして捉えることも可能である。というのも、被告である市教委（職員）は、原告と同じく被災と混乱を経験した一員であり、原告らの集合的記憶を共有することは十分にあり得るからである。つまり、当事者双方が同席している法廷には、集合的記憶の共有と「和解」の契機が埋め込まれていると言ってもいいだろう。<sup>(20)</sup>

#### 4. おわりに

以上、社会学における記憶研究を基点として、記憶の法社会学研究の可能性について論じてきた。記憶法の分析からは、法律が特定の出来事存在を公認し、その否定を禁止することへの反応並びに社会のあり様を考察した。記憶法の分析を通して、当該社会にとって共有すべきとされる集合的記憶、複数の集合的記憶のせめぎ合い、また、法定化（法化）された特定の集合的記憶による個人的記憶の変容、そして社会にとっての記憶の意味・機能・役割と法定化の功罪等々―その分析手法は慎重に検討されなければならないが―を明らかにすることができると考えられる。

また紛争過程分析では、当事者によって陳述される「死者の記憶」を理解しようとし、法廷内における「和解」の契機を見出そうと試みた。水俣病訴訟や強制連行

(19) 死者を記憶し、想起する（させる）典型的な場面は弔いの場である。宗教学者の川村（2013）は、弔いを「死者の力―死者を`生きた死者、とする、生者の想像力・構想力ともいえる―が弔いの場に充満して支配している」死者、喪主・遺族、弔問者の三者による循環的な構築の場として捉える（22頁）。しかし他方で、現代社会においては、死は「社会的死」として共同体・宗教の意味秩序内における物語に位置づけられていた前近代社会とは異なり、法によって共同体・宗教から引き離されて、個人的な処理の対象とされるようになってきたと指摘されている（cf. 澤井 2005、嶋根 2001）。つまり、死者は集合的記憶の対象から外され、個人的記憶にその場を限定されていくのである。死者の法的地位と宗教的地位の比較検討については間芝（2023）を参照のこと。

(20) 大川小学校遺族と市教育委員会との間で開催された保護者説明会の議事録から、遺族と市教委職員それぞれの「あの時」の記憶が邂逅する瞬間を析出したものとして、土屋（2023）を参照のこと。

訴訟など長年に亘って継続した（している）紛争には、発生から現在に至るまでに原告被告以外にも多くの人々が関わり、その分、多数の集団と、それらそれぞれの集団的記憶が成立してきたと考えられる。複数の集団的記憶がせめぎ合ったり、融合したり変容したりする過程を分析することは、紛争理解と紛争処理に新しい知見をもたらす可能性があると考えられる。その他にも法曹や行政に共有される集団的記憶など多様なテーマがあり得るだろう。しかしながら本稿では、社会学、政治学、歴史学など記憶をテーマとする諸研究との比較において、法社会学研究特有の意義や方法論などを十分に提示しえなかった。今後の課題としたい。

### 【参考文献】

- 青山陽子（2022）「集合的記憶論のナラティブ分析への応用－調査者は何を解釈し、分析するのか」駒澤社会学研究58号55-75頁。
- アスマン, A. (2016=2019) 『想起の文化－忘却から対話へ』（安川晴基訳）岩波書店。
- Belavusau, U. et al. (2021) “Memory Laws and Memory Wars in Poland, Russia and Ukraine,” 69 *Jahrbuch des öffentlichen Rechts* 1-22.
- エアル, A (2017=2022) 『集合的記憶と想起文化－メモリー・スタディーズ入門』（山名淳訳）水声社。
- 藤井正希（2018）「群馬の森迫悼碑裁判の経緯と憲法的問題点」群馬大学社会情報学部研究論集25巻129-146頁。
- 深谷直弘（2014）「被爆建造物の保存と記憶の継承－長崎・新興善小学校一部校舎保存問題を事例に」社会学評論65巻1号62-79頁。
- アルヴァックス, M. (1925=2018) 『記憶の社会的枠組み』（鈴木智之訳）青弓社。
- (1950=1989) 『集合的記憶』（小関藤一郎訳）行路社。
- 浜日出夫（2007）「記憶の社会学・序説」哲学117集1-11頁。
- 指宿信（2020）「記憶」サトウタツヤ他『法と心理学への招待』有斐閣128-147頁。
- 家永三郎・直木孝次郎（1966）「祝日法改正と建国記念日」法律時報38巻9号81-83頁。
- 石田勇治・福永美和子編（2016）『想起の文化とグローバル市民社会』勉誠出版。
- ユーライト, U. (2016) 「公的資源としての歴史－想起・世代・集合的アイデンティティ」（石田勇治訳）石田・福永編（2016）23-33頁。

- 川村邦光（2013）『弔い論』青弓社.
- 木村豊（2010）「空襲の犠牲者・死者を想起する－『せめて名前だけでも』という語りを通して」慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要69号15-33頁.
- 金瑛（2012）「集合的記憶概念の再考－アルヴァックスの再評価をめぐって」フォーラム現代社会学11巻3-14頁.
- コーボンフ, N.（2020）「『フランス・ヴィールス』－ヨーロッパにおける刑事立法と記憶の政治」（橋本伸也訳）思想1157号7-52頁.
- 小関藤一郎（1989）「訳者あとがき－アルヴァックスについて」、アルヴァックス（1950=1989）255-262頁.
- 林志弦（2021=2022）『犠牲者意識ナショナリズム－国境を超える「記憶」の戦争』（澤田克己訳）東洋経済新報社.
- ロウ, K.（2020=2022）『戦争記念碑は物語る－第二次世界大戦の記憶に囚われて』（田中直訳）白水社.
- 丸岡高弘（2007）「戦争の記憶と記憶の戦争－フランスにおける植民地主義の評価をめぐる論争」南山大学ヨーロッパ研究センター報13号79-97頁.
- 松沼美穂（2007）「植民地支配の過去と歴史・記憶・法－近年のフランスでの論争から」ヨーロッパ研究6巻119-134頁.
- 森敏昭（2018）「記憶」無藤隆他『心理学 [新版]』有斐閣83-107頁.
- 直野章子（2010）「ヒロシマの記憶風景－国民の創作と不気味な時空間」社会学評論60巻4号500-516頁.
- 大嶋えり子（2022）『旧植民地を記憶する－フランス政府による＜アルジェリアの記憶＞の承認をめぐる政治』吉田書店.
- バリー, R. L.（2017=2018）『津波の霊たち－3・11死と生の物語』（濱野大道訳）早川書房.
- 齋藤千恵（2022）「震災遺構に関わる集合的記憶の形成－大川小学校事件を巡る異なる記憶」観光研究34巻99-108頁.
- 佐藤美香（2017）『ふたりのせかいりょこう－東日本大震災から6年 姉妹人形の奇跡』祥伝社.
- 澤井敦（2005）「社会的死と法」法社会学62号110-122頁.

四方利明 (2023) 「東日本大震災の震災遺構となった被災校舎」立命館経済学71巻 6号111-127頁.

嶋根克己 (2001) 「近代化と葬儀の変化」副田義也編『死の社会学』岩波書店267-287頁.

スミス, R. J. (1974=1996) 『現代日本の祖先崇拜－文化人類学からのアプローチ [新版]』(前山隆訳) 御茶の水書房.

鈴木智之 (2018) 「訳者あとがき」、アルヴァックス (1925=2018) 387-409頁.

田上雄大 (2020) 「西欧における『記憶法』の分析－公正世界仮説による『記憶法』への影響」法政治研究 6号97-119頁.

----- (2019) 「歴史にかかわる法令についての考察－『記憶法』を中心に」政経研究56巻 2号367-397頁.

高橋秀寿 (2017) 『ホロコーストと戦後ドイツ－表象・物語・主体』岩波書店.

武井彩佳 (2017) 『<和解>のリアルポリティクス－ドイツ人とユダヤ人』みすず書房.

問芝志保 (2023) 「近現代日本における死者の宗教的地位」飯田高他編『リーガル・ラディカリズム－法の限界を根源から問う』有斐閣264-268頁.

土屋明広 (2023) 「『あの時』の共有を求めて－被害者と責任者をつなぐ試み」季刊教育法218号74-81頁.

浦野茂 (2007) 「記憶の科学－イアン・ハッキングの『歴史的存在論』を手がかりに」哲学117集245-266頁.

山本晃輔 (2015) 「重要な自伝的記憶の想起がアイデンティティの達成度に及ぼす影響」発達心理学研究26巻 1号70-77頁.